

那覇市公報

第 1 6 5 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市職員退職手当支給条例及び那覇市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 917

◇規 則◇

○那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）…………… 919

○那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則（こども政策課）…………… 921

◇告 示◇

○建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について（建築指導課）…………… 922

○平成 27 年（2015 年）9 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 922

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 923

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 924

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 925

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 926

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について （保護管理課）	927
--	-----

◇ 公 告 ◇

○マンション建替組合の事業計画の変更認可について（建設企画課）	928
○施行マンションの名称等を表示する図書の縦覧について（建設企画課）	929
○平成 27 年度真嘉比古島第二地区無縁遺骨改装（火葬）等業務委託に係る制限付一 般競争入札の実施について（市街地整備課）	930
○福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）	932
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	933

条 例

那覇市条例第39号

平成27年 8 月17日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例及び那覇市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員退職手当支給条例及び那覇市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

（那覇市職員退職手当支給条例の一部改正）

第1条 那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第3条 [略] 2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。</u>次条第2項及び第5条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（3） [略]	（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第3条 [略] 2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。</u>次条第2項及び第5条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（3） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市職員の再任用に関する条例の一部改正）

第2条 那覇市職員の再任用に関する条例（平成25年那覇市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 （任期の末日に関する特例） 2 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字</u>	付 則 （任期の末日に関する特例） 2 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とす</u>

句とする。 〔表 略〕	る。 〔表 略〕
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第31号

平成27年 8 月13日

公 布 済

那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用許可の申請) 第4条 [略] 2 前項の許可申請の受付は、使用しようとする日の<u>1年前</u>の日の属する月の初日（その日が休館日である場合は、その日の翌日とする。以下同じ。）から行う。 3 前項の規定にかかわらず、<u>全国的又は全県的な大会、集会、公演等のために使用しようとするときの許可申請の受付は、使用しようとする日の属する月において、この項の規定により受付をしたそれぞれの許可申請に対する使用許可に係る使用日の合計が10日間を超えない範囲に限り、使用しようとする日の2年前の日の属する月の初日から行うことができるものとする。</u> (使用許可の決定) 第5条 前条第2項又は第3項に規定する初日に受付をした許可申請に係る使用日が当該初日に受付をした他の許可申請に係る使用日と競合するときの使用許可の決定は、協議又は抽選によるものとする。 2～3 [略]	(使用許可の申請) 第4条 [略] 2 前項の規定による申請の受付は、使用しようとする日の<u>6月前</u>の日の属する月の初日（その日が休館日である場合は、その日の翌日とする。以下同じ。）から行う。 (使用許可の決定) 第5条 前条第2項に規定する初日に受付をした許可申請に係る使用日が当該初日に受付をした他の許可申請に係る使用日と競合するときの使用許可の決定は、協議又は抽選によるものとする。 2～3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

那覇市規則第32号

平成27年 8 月13日

公 布 済

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則

那覇市こども政策審議会規則(平成19年那覇市規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、 補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。 2～3 [略]	(任期) 第4条 委員の任期は、2年 <u>以内</u> とする。た だし、補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。 2～3 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 190 号

平成 27 年 7 月 27 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 2 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 27 年 7 月 27 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字安里 71、71-3、74、75、里道
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 21.33m 幅員 4.00m

.....

那覇市告示第 248 号

平成 27 年 8 月 21 日

掲 示 済

平成 27 年（2015 年）9 月那覇市議会定例会の招集について

平成 27 年（2015 年）9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 27 年 9 月 1 日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 264 号

平成 27 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
医療法人透進会 うえま歯科クリニック	医療法人透進会	平成 27 年 6 月 1 日～ 平成 33 年 5 月 31 日
那覇市おもろまち四丁目 16 番 32 号		
はいさいクリニック	石田 吉樹	平成 27 年 7 月 21 日～ 平成 33 年 7 月 20 日
那覇市安里一丁目 8 番 13 号 タマキ硝子ビル 5 階		
うみそらクリニック	真壁 仁	平成 27 年 8 月 1 日～ 平成 33 年 7 月 31 日
那覇市山下町一丁目 17 番 2 階 3 階		
かねしま薬局	兼島 静江	平成 27 年 8 月 1 日～ 平成 33 年 7 月 31 日
那覇市長田一丁目 12 番 36 号		
いしみね薬局	有限会社みなと薬品	平成 27 年 8 月 1 日～ 平成 33 年 7 月 31 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 94 番地		

那覇市告示第 265 号

平成 27 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
グリーンドラッグ与儀店		平成 27 年 6 月 29 日
法人代表者	代表取締役 大賀 研一（代表取締役 奥間 寛）	
株式会社グリーンドラッグ薬局首里店		平成 27 年 6 月 29 日
法人代表者	代表取締役 大賀 研一（代表取締役 奥間 寛）	
オアシス薬局		平成 27 年 7 月 1 日
管理者	渡嘉敷 彰（前田 峰伸）	
そうごう薬局 安里店		平成 27 年 7 月 1 日
管理者	榑原 愛弓（榑原 真紀）	

那覇市告示第 266 号

平成 27 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
ペリークリニック	新城 哲治	平成 27 年 6 月 30 日
那覇市山下町一丁目 17 番		
石嶺薬局	有限会社みなと薬品	平成 27 月 8 月 1 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 95 番地 7		

那覇市告示第 267 号

平成 27 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
そうごう薬局 安里店		平成 27 年 7 月 1 日
管理者	榊原 愛弓（榎原 真紀）	

那覇市告示第 268 号

平成 27 年 9 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスみらい (通所介護、介護予防通所介護)	平成 27 年 6 月 30 日
那覇市字国場 335 番地 3	
訪問介護みらい (訪問介護、介護予防訪問介護)	平成 27 年 6 月 30 日
那覇市字国場 335 番地 3	

公 告

那覇市公告第 228 号

平成 27 年 8 月 11 日

掲 示 済

マンション建替組合の事業計画の変更認可について

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 組合の名称
丸竹ファミリーマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
丸竹ファミリーマンション
 - (2) 敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 4 事業施行期間
平成 25 年 4 月から平成 29 年 2 月
- 5 事務所の所在地
沖縄県那覇市泊一丁目 2 番地 3 2 階
株式会社ファンスタイル 本社事務所内
- 6 設立認可年月日
平成 25 年 5 月 1 日

7 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

8 公告の方法

組合の公告は、施行敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 事業計画の変更の認可の年月日

平成 27 年 8 月 11 日

那覇市公告第 229 号

平成 27 年 8 月 11 日

掲 示 済

施行マンションの名称等を表示する図書の縦覧について

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 2 項において準用する同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の施行マンションの名称及びその敷地の区域等を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 367 号）第 2 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 縦覧場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所（建設管理部 建設企画課）

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

那覇市公告第 233 号

平成 27 年 8 月 17 日

掲 示 済

平成 27 年度 真嘉比古島第二地区 無縁遺骨改葬（火葬）等業務委託に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、制限付一般競争入札を実施するので、
地方自治法施行令第167条の5及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり
公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 平成 27 年度 真嘉比古島第二地区
無縁遺骨改葬（火葬）等業務委託
- (2) 履行場所 那覇市識名霊園内
- (3) 業務概要 真嘉比古島第二地区内で発見された無縁遺骨の改葬（火葬）
等を行い、那覇市民共同墓へ合葬（納骨）を行う業務委託。
- (4) 履行期間 契約締結日から、平成 28 年 3 月 20 日まで。
- (5) 予定価格 10,018,056 円（税込み）
- (6) 当該競争入札は、紙入札により実施する。
- (7) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型
である。

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に
該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）
第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力
団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有する者であること。
- (7) 那覇市内に事業所（契約可能な本店又は支店等）がある法人であること。

（8）本業務委託に際し、この公示、及び仕様書に合致した業務を確実に履行できる者で、過去5ヵ年間の間に本市、或いは国（公社、公団含む）又は地方公共団体と同種業務の契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者。

3 特記仕様書・資格審査申請書等の交付について

場所：那覇市役所9階 市街地整備課 区画整理G

交付期限：平成27年8月17日（月）～平成27年8月21日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く9：00～17：00まで

4 本案件に関する質問・回答

（1）提出期間：平成27年8月20日（木）9：00

～平成27年8月25日（火）17：00まで

（2）提出方法：「質問書」を市街地整備課へ直接提出するか、FAXで送付すること。（質問がなければ不要）

（3）回答期間：平成27年8月26日（水）9：00

～平成27年8月27日（木）17：00まで

（4）回答方法：那覇市市街地整備課ホームページに掲載する。

5 入札及び開札日程

平成27年8月31日（月）11：00（場所：那覇市役所9階 901会議室）

注意事項：入札参加資格審査申請書等は、入札時に直接提出しなければならない。提出が無い場合には、入札に参加することができない。

6 入札保証金 免除する。

7 契約保証金 免除する。

8 前金払い 適用する。

9 部分払い 適用する。

10 最低制限価格 設定しない。

11 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 落札の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については、入札参加資格審査後に落札者を決定し、「落札者決定通知」を送付して、入札から7日以内に契約を締結する。

13 入札金額に係る消費税の取り扱い。

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 その他

入札参加者は、特記仕様書、資格審査申請書等を熟読し、事前に当該委託業務、並びに入札事項について十分に理解して入札に臨まなければならない。なお、不明点等があれば、市担当者へ事前に問い合わせをして説明を受けること。

15（問合わせ先）

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎9階）

那覇市 都市計画部 市街地整備課 区画整理G 担当 金城・前原

TEL 098-862-9137 FAX 098-862-8874

那覇市公告第238号

平成27年8月19日

掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第21条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 契約締結日 平成27年8月13日

2 件名、契約相手方の住所及び氏名

① 平成27年度花壇花卉植栽維持管理業務（その1）

那覇市字古島12番地1 ピュアパレス黒潮101号

社会福祉法人 伊集の木会 就労支援いじゅの木

理事長 黒潮 武嗣

② 平成27年度花壇花卉植栽維持管理業務（その2）

南風原町字宮平537番地

社会福祉法人 育成福社会 理事長 安里 盛一

③ 平成27年度花壇花卉植栽維持管理業務（その3）

与那原町字与那原2943番地

社会福祉法人 基督教児童福祉法人 愛隣園

理事長 名嘉 隆一

④ 平成 27 年度花壇花卉植栽維持管理業務（その 4）

うるま市字宇堅 919 番地

社会福祉法人 宇堅福祉会 理事長 比嘉 一信

3 契約理由

契約を締結する前に設定した選定基準に該当する団体から提出された見積書の結果による。

契約担当課

建設管理部 公園管理課 電話 951－3239

那覇市公告第 239 号

平成 27 年 8 月 19 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

